

3 遺族基礎年金・遺族厚生年金

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であったことがある 60 歳以上 65 歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近 1 年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。</p> <p>ア) 子のある妻 イ) 子</p> <p>※ 子の年齢要件 ・ 18 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・ 20 歳未満で 1 級又は 2 級の障害者</p>	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 A) 被保険者が死亡したとき。 B) 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から 5 年以内に死亡したとき。 C) 1 級又は 2 級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の A) ・ B) の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給されます。 の対となる遺族 夫・父母・祖父母 (60 歳から支給) 年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり)</p>
年金額 (平成19年度)	<p>792,100 + 子の加算</p> <p>〈子の加算〉 第 1 子、第 2 子・・・各 227,900 円 第 3 子以降・・・各 75,900 円</p> <p>(注) 子が遺族年金を受給する場合の加算は、第 2 子以降について行い、子 1 人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。</p>	<p>[(平均標準報酬月額) × (10/1000 ~ 7.5/1000 ※) × (平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬月額) × (7.692/1000 ~ 5.769/1000 ※) × (平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.985 × 3/4</p> <p>※ 乗率は生年月日により異なります。</p> <p>(注) 短期要件により支給要件を満たし、被保険者期間が 300 月 (=25 年) に満たないときは 300 月 (25 年) とします。</p>

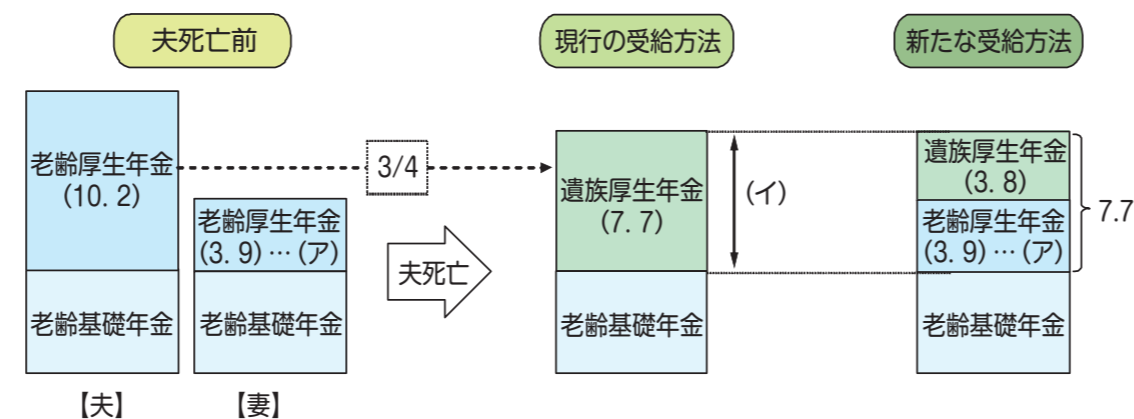
＜図表 4-5＞

遺族厚生年金の併給方法の見直し (平成 19(2007)年 4 月実施)

自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとします。

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給します。
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給します。

【見直しのイメージ図：妻の老齢厚生年金は 3.9 万円、夫の老齢厚生年金は 10.2 万円の場合】



◆配偶者の死亡による遺族厚生年金を受ける65歳以上の方について
老齢厚生(退職共済)年金を受ける権利を有する65歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高いほうの額が遺族厚生年金の額となります。
(1)上記の計算方法による額
(2)「上記の計算方法による額の3分の2」と「ご本人の老齢厚生(退職共済)年金(子の加給年金額を除く。)の額の2分の1」を合計した額
※平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、同日においてすでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前生まれの方)は、(1)の額が遺族厚生年金の額となります。

◆中高齢の寡婦加算額について
次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、594,200円(年額)が加算されます。これを、中高齢の寡婦加算額といいます。
○夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻
○遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。